

第 79 回「戦争と平和の経済学」第 3 回

カント『永遠平和のために』

「政治は＜蛇のように伶俐であれ＞と言う。(それを制限する条件として)＜そして鳩のように正直に＞と付け加える」

「国王が哲学することや、哲学者が国王になることは、期待されるべきことではなく、また望まれるべきことでもない。なぜなら、権力の所有は、理性の自由な判断をどうしても損なうことになるからである」

『純粋理性批判』を書いたカント(1724～1804)は、2004年に没後200年を迎えた。彼の生地カリンニングラード(旧東プロイセン、現在はロシア領)をはじめ、各地で記念行事が行われた。彼の『永遠平和のために』の平和についての深い洞察が、再評価されているとのことだ。とくに「自由な国家の連合制度の確立」を永久平和の基礎としていた主張が、EU(ヨーロッパ連合)などで高い評価を受けたようだ。

経済の利害の上に立って、かつ政治の延長上として、戦争は必然的だった。そして、戦争と平和は表裏の関係をなしている。しかし、平和は政治の延長によって維持されるわけではない。平和は、理性によって、道徳によって、人間の「理性的な判断」によって、「鳩のように正直に」維持されなければならない。「日本国憲法」第9条もまた、カントの平和論に基礎を置くとされている。その点で平和憲法は、人間の理性への深い信頼に基づいているのです。

日本の平和憲法は、言うまでもなく敗戦の憂き目を見た第二次大戦の戦禍に対する深い反省から生まれた。敗戦への反省が、人間の平和に生きる基本的人権の価値を、日本人の心に蘇らせたとも言える。そして、他国に暴力で干渉してはならない内政不干涉、常備軍の廃止など、カントの平和論が参考にされたのだろう。しかし、戦後の平和も長くは続かなかった。1950年6月には早くも朝鮮戦争が勃発した。朝鮮半島での局地戦争、部分戦争にとどめられたが、しかし米・中の中の戦闘如何では、第三次大戦にエスカレートする危険をはらんでいた。そして51年停戦、53年の休戦協定で、38度線を挟んで南北が分断、アジアにおける冷戦がスタートしたのだ

冷戦の象徴は、むろん東西ドイツの分断である。しかし、ベルリンの壁による分断は、38度線より遅れて61年、しかも89年の壁崩壊によって終わった。続いて、91年ソ連が崩壊、冷戦終結である。しかし、アジアにおける冷戦は終わらなかった。朝鮮半島の南北分断の悲劇は、今日なお続いている。拉致家族の問題も、分断国家の悲劇、アジア冷戦の犠牲であり、その終結を抜きに終わらないことを認識すべきだ。ヨーロッパの冷戦は30年足らずで終わったのに、アジアの冷戦は50年を超えてしまった。

かくも長きアジア冷戦の持続は、北朝鮮の核問題をはじめ、多くの矛盾をひき起こしている。今日われわれが、アジアの平和、そして日本国憲法の意義を語るとすれば、アジアにおける長い冷戦の現実を抜きに論ずることはできないだろう。戦争は熱戦だけではない。冷戦もまた、20世紀に特有な戦争なのだ。38度線を挟んだ南北朝鮮、そして日・朝、そして米・朝の対立関係も、一時的な停戦、休戦の状態が続いているだけで、戦争状態が持続しているからだ。だからこそ拉致問題も起こったし、問題解決ができない。国交正常化による平和条約の締結抜きには、アジアの戦争は終わらない。

平和憲法もまた、平和に生きる基本的人権を宣言しながら、約半世紀の長期にわたり、冷戦という名の戦争状態の中に生き続けている。平和憲法と冷戦の共存は、異常というほかないだろう。平和憲法の理念と冷戦の現実は、まさに矛盾そのものだからだ。理念を現実に合わせて変えようとする改憲派、逆に現実を理念に近づけようとする護憲派の対立こそ、戦後日本の保革の対立軸であり、55年体制であった。55年体制は、言うまでもなく改憲を党是とした自民党と、護憲の旧日本社会党の自社両党の対立でもあった。途中で中道派の登場があったにせよ、ソ連崩壊のポスト冷戦まで、55年体制が長期にわたって支配したのはなぜだろう？冷戦下における平和憲法と日米安保の共存の事実を無視できない。

冷戦下の日本国憲法は、名文改憲こそなかったが、「なし崩し改憲」「憲法の空洞化」と言われる事実が進行した。その多くが米軍基地の存在、核の持ち込み、さらに自衛隊やその海外派兵など、いずれも日米安保条約によるものだった。日米安保は、サンフランシスコ講和条約の締結と抱き合わせで、朝鮮戦争の停戦によるアジア冷戦の開始と同時に締結された。それはまた、敗戦による米軍の占領体制を引き継ぐものでもあった。そして、戦後日本の高度経済成長と重化学工業化は、すでに述べたが朝鮮やベトナムの戦争特需に依存して、景気拡大が図られる中で実現した。それだけでなく構造的には、安保体制により不生産的な軍備をアメリカに負担させ、また、それを通じて世界的にドルがインフレ的に大量散布され、それに便乗して日本の輸出拡大が進んだ。さらにアメリカの核の傘の下で外資導入を図り、それを成長資金に充てることもできた。

ここから憲法繁栄論と安保繁栄論の対立が生ずる。軍備防衛費が少なかったという事実から、平和憲法の存在が日本経済の高度成長にプラスに作用した。憲法繁栄論である。反面、軍備を事実上アメリカに負担させた限りでは、安保繁栄論の主張も可能であり、憲法と安保とは、ともに高度成長にとっては、その枠組みとして機能したのだ。とくに60年安保改定による「経済安保」によって、その枠組みが整備されたのである。ごく簡単に述べるが、51年旧安保では、占領体制の継続もあり、「日本国における大規模の内乱および騒じょう」の間接侵略の鎮圧は米軍に依存した。しかし60年安保では、いわゆる自主防衛による機動隊や自衛隊の強化により削除された。この改定で、安保は対外面の直接侵略に限定されることになる。

また51年安保では、いわゆる基地協定により米軍の駐留を認め、「極東における国際の平和と安全の維持」という形で、直接侵略を防衛することになっていた。これを60年安保では改定し、日米の

「相互協定及び安全保障条約」というタイトルどおり、日本列島に対する直接侵略は、米軍と自衛隊が共同作戦・共同行動をとる双務性が強まることになった。その上で、極東アジアの防衛は、51年安保の線が残り、日本は基地提供のみ、アメリカが一方的に防衛責任を負うことになった。さらに交換公文が付いて、基地の利用については、事前協議が義務付けられた。政府自民党は、事前協議では「ノーと答える」と言明、核についても非核三原則があった。要するに①間接侵略には自主防衛、②極東アジアは米軍、そして日本列島への直接侵略には、日米の共同的双務主義、これらにより憲法体制と安保体制は冷戦構造に組み込まれたのだ。日本経済は60～70年代、冷戦にもかかわらずアメリカの核の傘の下、軍事的負担を極力抑え、高度成長を享受した。冷戦下の憲法体制と安保体制の異常な共存だった。

しかし、すでに述べたが80年代、米ソの核軍拡が高まり、90年代を迎えてソ連が崩壊、ポスト冷戦を迎えた。アメリカ一極覇権の中で、「平和の配当」にもかかわらず、産軍複合体制は単独行動主義のネオコンの台頭を許した。国連中心の多角的・多元的な民主主義のあからさまな否定は、イラク戦の失敗だけではない。ネオコンの世界支配は、安保体制の日米共同的双務主義の転換を迫ることもなった。ネオコンの独善的な単独行動主義は、双務主義の否定につながり、対米追従の片務的強制により、イラクへの自衛隊派兵など、米主導の多国籍軍への参加である。これは平和憲法の否定だけにはとどまらない。共同的双務主義の否定であり、かつ安保体制の変質、再改定を迫る意味をもっていた。憲法体制と安保体制が共存してきた冷戦構造が問われることになった。

さらにイラクでの失敗に加え、リーマンショックにより、アメリカの一極覇権は大幅に後退、中国の台頭と共に、世界支配の体制は急速に変化している。民主党オバマ政権は、グリーンニューディールによる変革が進められないまま、世界支配から戦線を縮小、さらにトランプの「アメリカ第一」への転換を迎えた。保護主義、孤立主義の傾向を強めているが、その点では単独行動主義が強まり、日米安保についても、自衛隊の海外派兵、集団的安保、さらに自衛権の強化などである。安倍政権による、いわゆる安保法制(平和安全法制関連2法、2015年)の強行は、ポスト冷戦に伴う日米の安保体制の変質に対する対応だった。こうした安保法制の突破に続いて、安倍一強政権は自民党宿願の憲法改正を具体的に日程に挙げている。こうした「改憲」の動きに対して、「護憲」の対応が問題だろう。

ヨーロッパのポスト冷戦は、上記の通りカントの「永遠平和」の純粹理性を生かし、「自由な国家の連合制度」としてのEUの東への拡大を受け皿として、地域安保が実現している。アジアのポスト冷戦もまた、EUに匹敵する非核平和の体制構築を実現すべきだろう。

この非核地域安保の体制こそ、カントの「永遠平和」の理性と道徳に根ざした人権の理念、つまり日本の「平和憲法」の理念を生かすものだし、その発展として「自由な国家の連合制度」としての安保体制に他ならない。自由な国家の連合こそが、「理性の自由な判断」を保障する自由人が、平和に生きる権利を保障するからなのだ。

いま、新型冷戦と呼ばれる国際関係の緊張の中で、日本の平和憲法もまた重大な挑戦を受けている。上記「安保法制」と共に、改憲の動きは具体的な日程に上っている。この改憲の動きに、冷戦下で安保体制と共存してきた憲法体制の内向きな「護憲原理主義」だけで対抗することはできない。アジアのポスト冷戦の現実を冷静に見据えながら、新たな地域安保の体制構築を、もう一度カントの「永遠平和」の理性と道徳に立ち戻って考えるべきではないか。すでにEUは一国主義を捨て、EU憲法を採択したではないか。新たな憲法体制の柱をここで提起すれば、

- ① 唯一の被爆国民の責任として、また原発事故の放射能の汚染、被ばくによる人類生存の危機から、人類の基本的人権として、「核なき世界」の非核宣言
- ② 一国主義を捨て、朝鮮半島と共にアジア地域の「核廃絶」に基づく非核地帯の構築を図る「アジア非核地域構想」
- ③ EU憲法の先例から学び、アジア地域共同体に根差す非核地域構想の実現と領土問題の解決に向けた「アジア平和憲法」制定

我々は今、新しいアジア非核平和憲法の制定に向けて、「蛇のように伶俐に」考え、「鳩のように正直に」生きなければならない、そんな時代が来たと痛感しています。